

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和町は、軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、職員IDやパスワードにより操作者及び操作による権限を限定し、追跡調査のためにコンピュータに使用記録の保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

大和町長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	軽自動車税は、4月1日時点で軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。 軽自動車等（軽自動車、原動機付自動車等）を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車、小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村へ申告が行われる。 なお、生活保護法により扶助を受ける場合などは減免申請書を当該市町村にて受け付け、必要に応じて減免を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。 ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報受領。 ③納税者に対して納税通知書（税額決定通知書）と納付書を送付。 ④納税者から減免申請書を受領。 ⑤減免対象者であるか他課へ情報照会。 ⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付。 ⑦口座振替や金融機関等による徴収。 ⑧中間サーバーへの副本データ登録。 ⑨情報ネットワーク、既存システム、宛名システム間での符号の取得や住民票関係の特定個人情報の照会。
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の16項の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法別表第二の27の項および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号並びに平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号第20条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	税務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1116
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]